

第二次川越市自殺対策計画の概要

I 計画の概要

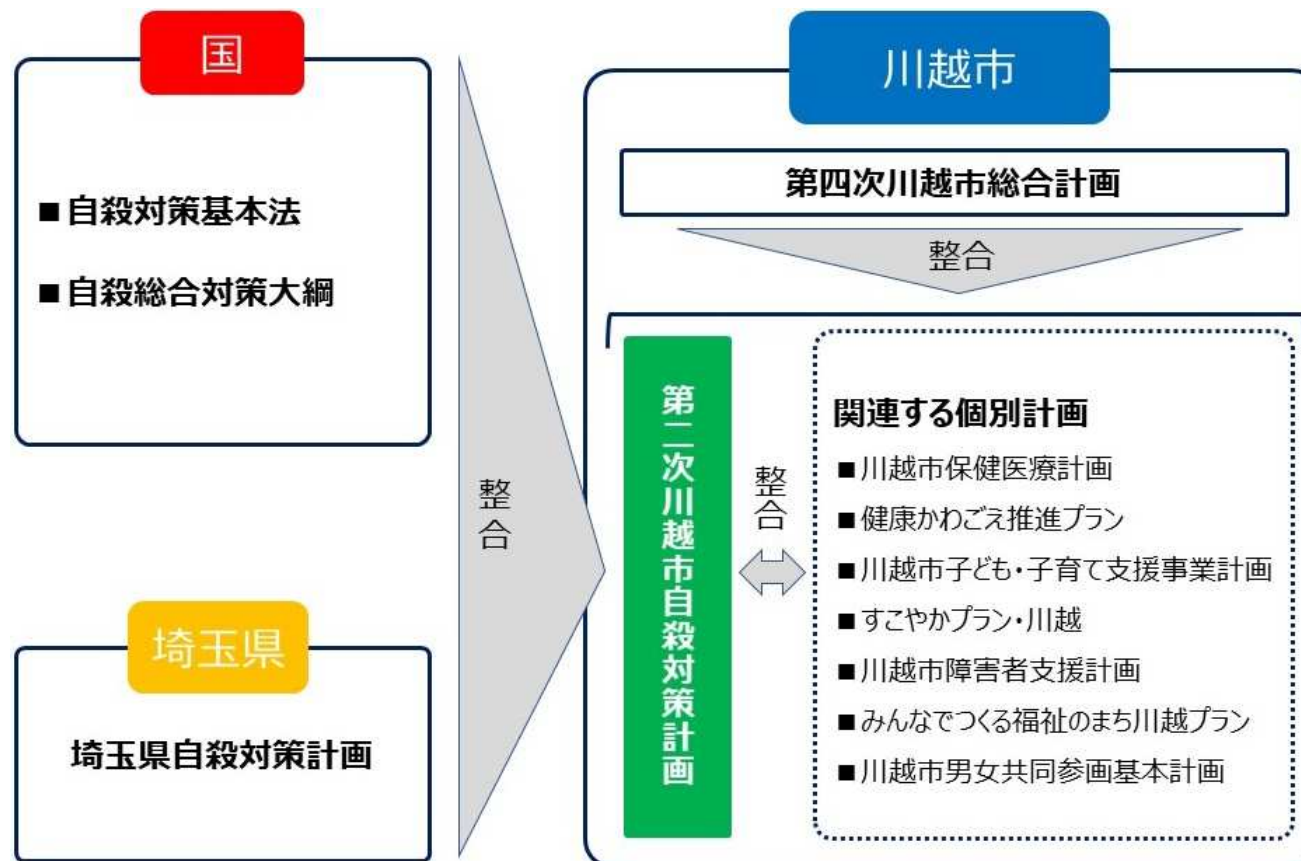
I-① 計画の背景と目的

- 平成18年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降「個人の問題」とされてきた自殺は広く「社会の問題」と認識され、全国の自殺者数が3万人台から2万人台に減少するなど、国の自殺対策は着実に成果を上げてきました。しかし、全国の自殺者数は、毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、自殺の要因となり得る様々な問題が生じ、11年ぶりに自殺者数が前年を上回りました。こうした状況を受け、国は令和4年10月14日の閣議決定で自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）の見直しを図りました。
- 本市では平成28年4月に基本法が改正されたことに伴い、平成31年3月に「川越市自殺対策計画」を策定しました。そして上記の背景を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けた自殺対策を包括的に推進するため、令和6年3月に「第二次川越市自殺対策計画」を策定しました。

第二次川越市自殺対策計画の概要

I - ② 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条第2項に基づき、本市の実情等を勘案して策定するものです。本計画は、国の基本法及び大綱や、埼玉県の自殺対策計画との整合性を図るとともに、本市の第四次川越市総合計画及び自殺対策に関連する個別計画との整合性を図るものです。



第二次川越市自殺対策計画の概要

I－③ 計画の推進期間

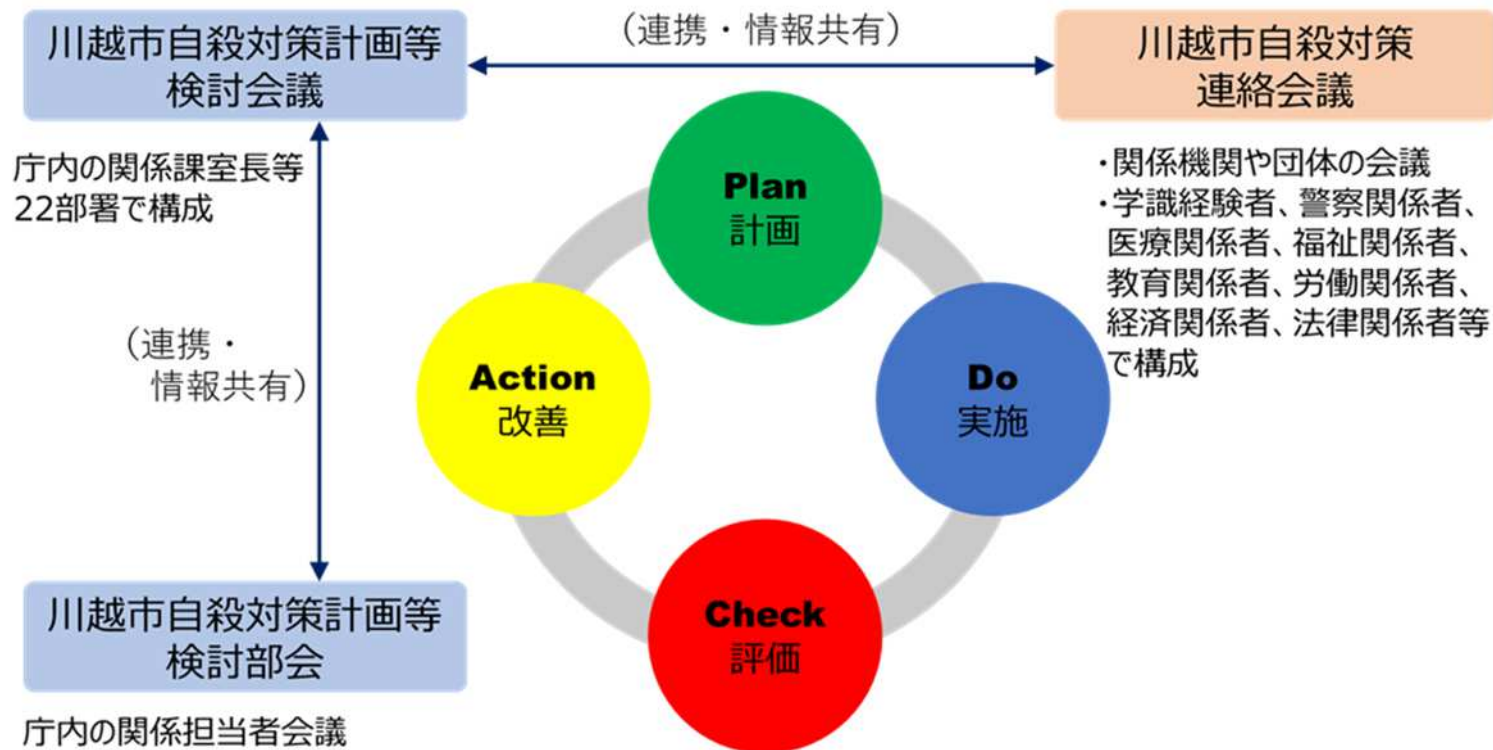
- 国の大綱は概ね5年を目途に見直しされていることから、本計画の推進期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、引き続き中長期的な視点で継続的に進行管理していきます。
- また、社会情勢の変化や施策の効果に対する評価、本市を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。



第二次川越市自殺対策計画の概要

I - ④ 計画の推進体制

自殺対策に係る関係機関・団体で構成される「川越市自殺対策連絡会議」、庁内の自殺対策に係る関係課室長等で構成される「川越市自殺対策計画等検討会議」及び施策の担当で構成される「川越市自殺対策計画等検討部会」において、互いに連携し情報共有を図りながら、自殺対策を総合的に推進しています。



第二次川越市自殺対策計画の概要

I - ④ 計画の推進体制

◆川越市自殺対策連絡会議

平成21年度から自殺対策に係る関係機関・団体で構成する会議を開催し、本市の自殺対策について普及啓発や自殺の実態に関する情報を共有してきました。自殺対策計画の推進にあたり、行政、民間団体、有識者の多方面の専門的な意見や情報を取り入れ自殺対策を推進しています。

◆川越市自殺対策計画等検討会議

平成19年度から「川越市自殺予防対策庁内連絡会議」を開催し、庁内関係部署間での情報共有を図り自殺対策を推進してきました。平成30年の本市の自殺対策計画策定に際し、同会議を「川越市自殺対策計画等検討会議」とし、自殺対策計画の検討と、計画に基づく自殺対策に関する施策を総合的に推進しています。

◆川越市自殺対策計画等検討部会

上記「川越市自殺対策計画等検討会議」の部会として位置付け、自殺対策計画の策定と計画に基づく自殺対策に関する施策を担当者レベルで推進しています。